

国土交通省告示第八百二十三号

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）第五十七条第二項の規定に基づき、マンション管理業者登録簿閲覧所の場所を次のように定める。

なお、平成十三年国土交通省告示第千二百七十九号（マンション管理業者登録簿閲覧所の場所を定める件）は、廃止する。

平成十四年九月十八日

国土交通大臣 林 寛子

- 一 北海道開発局マンション管理業者登録簿閲覧所
北海道札幌市北区北八条西二丁目札幌第一合同庁舎 北海道開発局事業振興部建設産業課内
- 二 東北地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所
宮城県仙台市青葉区二日町九・十五 東北地方整備局建政部計画・建設産業課内
- 三 関東地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所
埼玉県さいたま市北袋町一・二十一・二さいたま新都心合同庁舎二号館 関東地方整備局建政部建設産

業課内

四 北陸地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所

新潟県新潟市白山浦一、四百二十五、二 北陸地方整備局建政部計画・建設産業課内

五 中部地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所

愛知県名古屋市中区三の丸二、五、一名古屋合同庁舎第二号館 中部地方整備局建政部建設産業課内

六 近畿地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所

大阪府大阪市中央区大手前一、五、四十四大阪合同庁舎一号館別館 近畿地方整備局閲覧室内

七 中国地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所

広島県広島市中区八丁堀二、十五 中国地方整備局建政部計画・建設産業課内

八 四国地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所

香川県高松市福岡町四、二十六、三十二 四国地方整備局建政部計画・建設産業課内

九 九州地方整備局マンション管理業者登録簿閲覧所

福岡県福岡市博多区博多駅東二、十、七福岡第二合同庁舎別館 九州地方整備局建政部計画・建設産業

課内

十 沖縄総合事務局マンション管理業者登録簿閲覧所

沖縄県那覇市前島二・二十一・十三 沖縄総合事務局開発建設部建設行政課内

附則

この告示は、平成十四年十月一日から施行する。